

令和2年1月9日

共同研究の間接経費についてのお願い

国立大学法人横浜国立大学

平素より、本学との共同研究についてご協力いただきありがとうございます。

この度、本学では共同研究における間接経費の取扱いを変更することといたします。

本学と共同研究を実施していただいている企業等の皆様には、共同研究の遂行に必要な直接経費の他に、研究を遂行する上で関連する経費として間接経費を10%、直接経費に付随してご負担をお願いしているところですが、昨今の国から措置される大学運営費交付金の減少に伴い、本学では各種経費の節減に努めてまいりましたが、施設の維持及び人件費等に代表される共同研究を支える経費の不足が増大し、研究活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況となってきております。

つきましては、研究活動をより充実させるための間接経費の取扱いについて、下記のとおり見直すこととしました。

経済環境の厳しい中ではございますが、本学と共同研究を実施していただいている皆様には、深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

○共同研究を実施する際にご負担いただく間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額とさせていただきます。

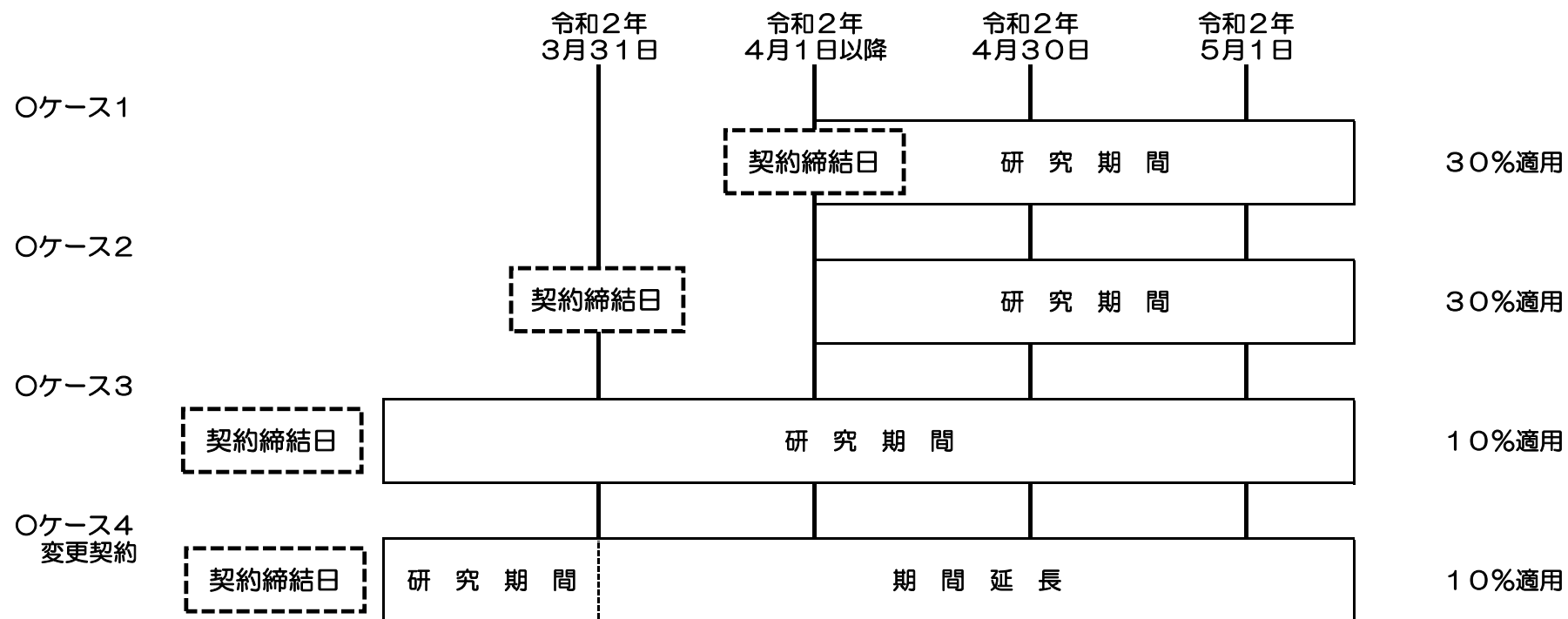
○上記の取扱い適用開始時期は、様々なケースが想定されますので、別紙をご覧ください。なお、別紙ケースにつきまして相談を必要とする場合、共同研究契約担当までお問い合わせください。

本件お問い合わせ先：

| | | |
|--------------|---------------|--|
| 共同研究契約に関すること | 財務課外部資金第一係 | 045-339-3078 |
| | | zaimu.gaibu1@ynu.ac.jp |
| 産学連携全般に関すること | 産学・地域連携課産学連携係 | 045-339-4447 |
| | | sangaku.sangaku@ynu.ac.jp |

(別紙) 令和2年度以降の共同研究に係る間接経費の取扱いについて

☆適用開始時期
 ○令和2年4月1日以降、新規に研究が開始される共同研究の場合
 ○令和2年4月1日時点で継続中の共同研究の期間と経費を変更する場合



※上記ケースについては、あくまで例示であり、個別ケースに関し、相談を必要とする場合は、共同研究契約担当係までお問い合わせ願います。